

# 保障内容

ご契約例

このプランにご加入いただける年齢

## 15歳～45歳

\*ご加入いただける年齢はプランによって異なります。

ご契約例

加入年齢: **30歳**

主契約

●共  
●共

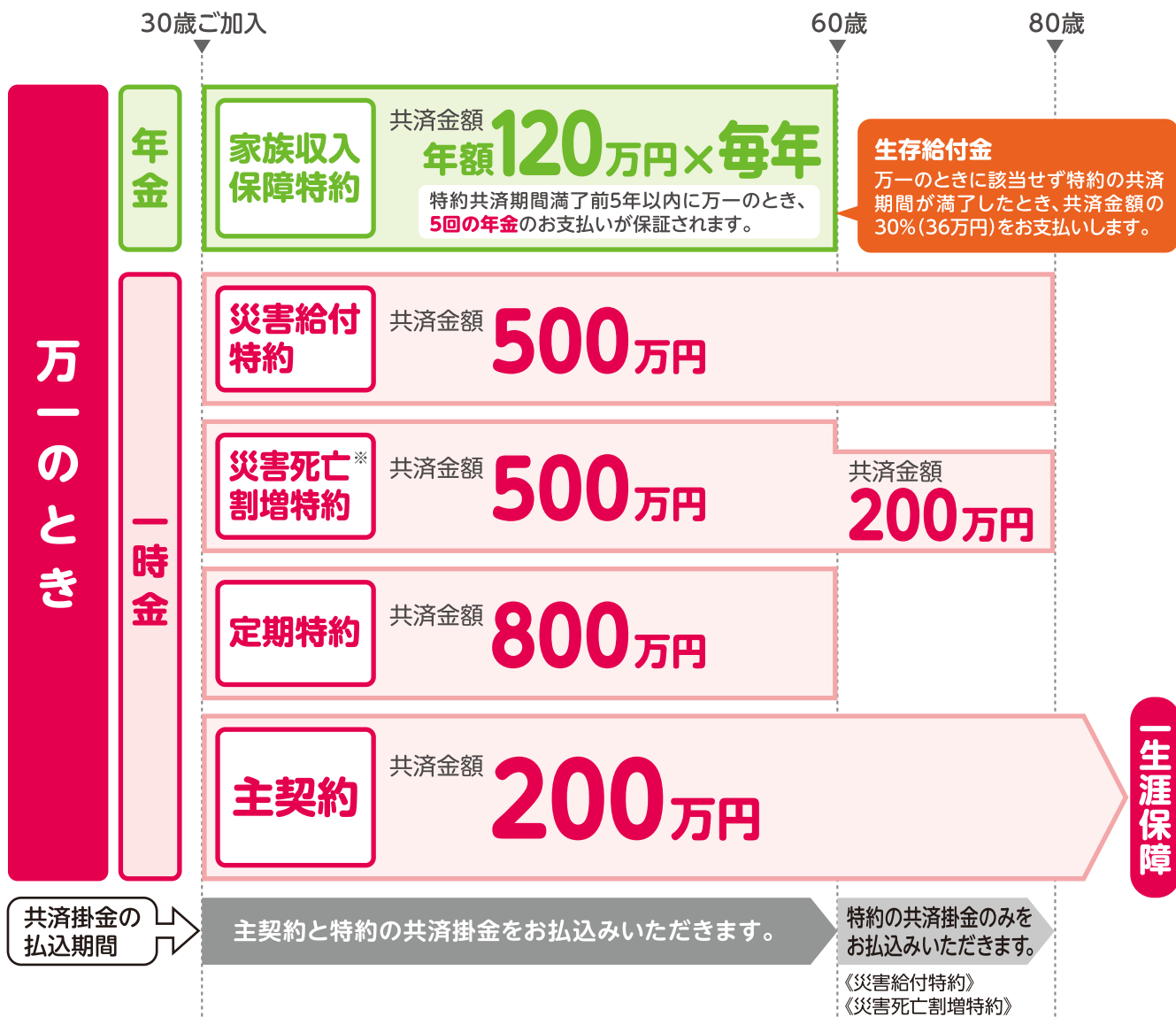
### ポイント

1 **一生涯にわたって**  
万一の保障を確保できます。

2 **死亡時だけでなく、**  
**所定の重度要介護状態**  
**第1級後遺障害の状態**

### 仕組図

受取



\*主契約の共済掛金の払込期間満了日の翌日以後において、この特約の共済金額が主契約の共済金額を超える場合は、主契約の共済金額に相当する額に減額されます。

このプランには、下記の**特約**と**制度**も含まれています。

災害給付特約・災害死亡割増特約	災害や所定の感染症による死亡・所定の第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態の場合にお支払いします。また、災害給付特約は災害による所定の第2級～第10級の後遺障害の状態の場合にも、程度に応じて共済金(共済金額の80%～5%)をお支払いします。 *災害を原因とする共済金は、災害を受けた日以後200日以内に所定の事由に該当した場合にお支払いします。
生前給付特約	余命6か月以内と判断された場合、共済金を前払いします。
指定代理請求特約	受取人となる被共済者が、共済金等を請求できない身体状況にある場合などに、あらかじめ指定された方が代理請求することができます。
共済掛金払込免除制度	病気・災害により所定の状態になられた場合、 <b>以後の共済掛金はいただきません。</b>

●「万一のとき」とは、死亡・所定の第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態のいずれかに該当する場合のことで。

契約  
 共済金額:200万円  
 共済掛金払込終了年齢:60歳

特約

- 定期特約:800万円
- 災害給付特約:500万円
- 災害死亡割増特約:500万円
- 家族収入保障特約:120万円(年額)
- 生前給付特約
- 指定代理請求特約

共済掛金(2022年4月現在)

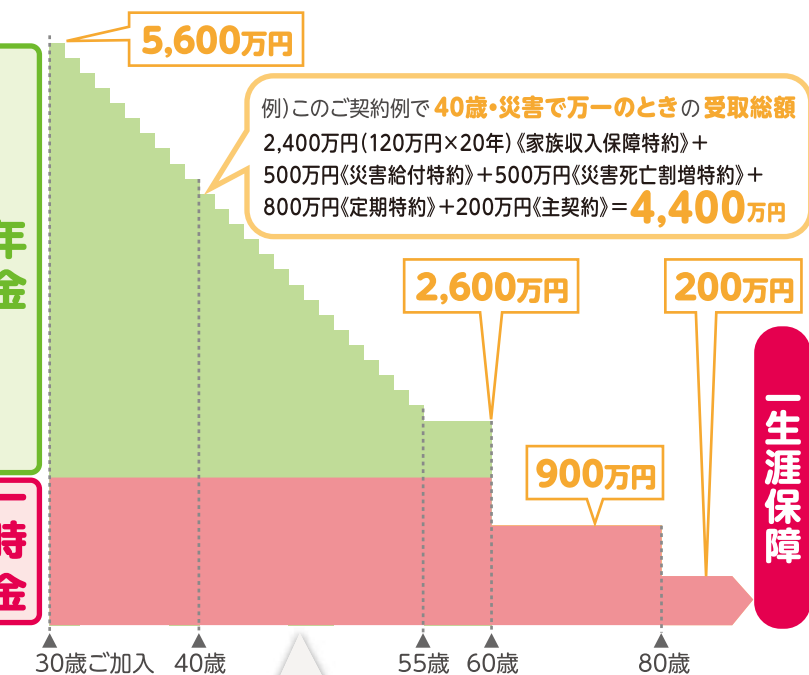
男性月払い **13,185円** 男性年払い **155,276円**  
 女性月払い **10,601円** 女性年払い **124,764円**  
 (共済掛金の払込経路が口座振替扱いの場合)

や  
 も保障します。

3

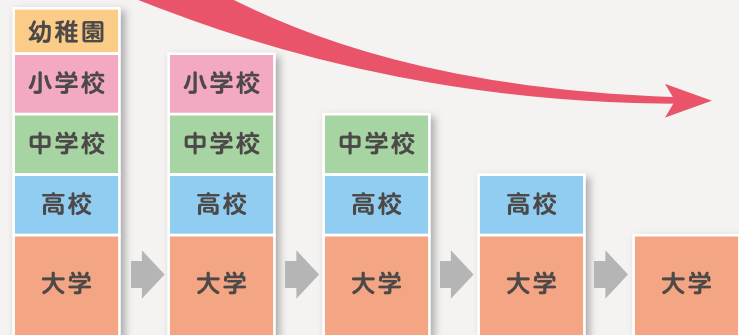
所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「**共済掛金払込免除**」によりいただきません。

総額



将来の支出イメージを見ると…

たとえば、準備すべきお子さまの学費は、時間が経つにつれて少なくてすみます。  
 こうしたお子さまの成長に伴い、**必要保障額も変化**していきます。



だから

家族収入保障特約を付加することにより一時金に加え、  
 残されたご家族の収入保障として年金をお受取り  
 いただけ、ライフステージに合わせた**備え**ができます。

掛金表

お払込みいただく共済掛金(一部抜粋)

(2022年4月現在)

加入年齢(歳)	男性		
	共済掛金※1 (60歳払込終了)		主契約 払込終了後 特約共済掛金※1
	月払い	年払い	年払い※2
15	10,794円	127,084円	3,800円
20	11,422円	134,629円	3,800円
25	12,130円	142,877円	3,800円
30	13,185円	155,276円	3,800円
35	14,663円	172,853円	3,800円
40	17,113円	200,293円	3,800円
45	20,604円	241,055円	3,800円

加入年齢(歳)	女性		
	共済掛金※1 (60歳払込終了)		主契約 払込終了後 特約共済掛金※1
	月払い	年払い	年払い※2
15	8,584円	101,090円	3,100円
20	9,066円	106,677円	3,100円
25	9,716円	114,283円	3,100円
30	10,601円	124,764円	3,100円
35	11,855円	139,619円	3,100円
40	14,051円	164,305円	3,100円
45	17,144円	200,567円	3,100円

※1 主契約・定期特約・家族収入保障特約の共済掛金払込みは60歳まで、災害給付特約・災害死亡割増特約の共済掛金払込みは80歳までとなります。

※2 月払契約であっても、主契約共済掛金払込終了後の特約の共済掛金払込みは年払いに変更されます。

- 左記プランをご選択いただいた場合の共済掛金です。
- 上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。
- 終身共済にご加入いただける年齢は0歳～75歳です。プランによって異なりますので、詳しくはお近くのJAまでお問い合わせください。

割りもどし金	割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しになれます。ただし、割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。
返れい金	解約に際しては、組合の定める取扱いに基づき計算した金額を返れい金としてお支払いしますが、場合によってはお支払いできないことがあります。



## ご注意いただきたいこと

### ■ 共済掛金払込免除制度について

災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態または所定の疾病重度障害状態となった場合には、以後の共済掛金(特約を含む)はいただきません。ただし、原因等により免除にならない場合があります。

### ■ 口座振替掛金について

主契約およびそれに付加された次の特約を対象として、共済掛金の払込経路が口座振替扱いの共済契約または前納期間中の共済契約の場合には、お払込みいただく共済掛金に割安な「口座振替掛金」が適用されます。

【対象となる特約】

定期特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約

### ■ 高額契約掛金優遇制度について

主契約およびそれに付加された次の特約を対象として、その共済金額等の合計額が契約単位で2,500万円以上となる場合には、お払込みいただく共済掛金に割安な「高額契約に適用する共済掛金率」が適用されます。

【対象となる特約】

定期特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約

### ■ 指定代理請求特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)

受取人となる被共済者が、病気やケガにより共済金等を請求できない身体状況にある場合などの特別な事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人がその共済金等を代理請求することができます。

(例)病気やケガにより、被共済者ご自身が意思表示できないとき

※指定代理請求人に共済金等を既にお支払いしている場合は、その後共済金等の受取人からその共済金等についてご請求を受けても重複してお支払いいたしません。

※ご請求時に所定の条件を満たさない場合等により、指定代理請求人による代理請求ができない場合があります。

### ■ 家族収入保障特約について

特約の共済期間中に被共済者が死亡・所定の第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態になられたとき、所定回数の生活保障年金をお受取りになれます。

※被共済者が死亡・所定の第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態になられたとき、その日から5年間または家族収入保障特約の共済期間の満了日までの期間のいずれか長い期間中、生活保障年金をお受取りになれます。

ご希望により生活保障年金を一括してお受取りいただくこともできます。ただし、毎回お受取りいただく場合よりもお受取り総額は少なくなります。

被共済者の死亡により、毎年お受取りになる生活保障年金は、所得税等・住民税(雑所得)の課税対象となります。ただし、被共済者の死亡時に年金を受給する権利が相続税または贈与税の課税対象になった場合は、毎年お受取りになる生活保障年金のうち、相続税または贈与税の課税対象になった部分については、所得税等・住民税が非課税となります。

被共済者が家族収入保障特約の共済期間が満了するまで生存していた場合には生存給付金をお受取りになれます。なお、所定の第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態になられた場合で、生活保障年金が支払われたときは、生存給付金をお受取りになれません。

### ■ 生前給付特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)

余命6か月以内と判断された場合、被共済者ご本人が生前給付金をご請求できます。ご請求に際しては3,000万円を限度に死亡共済金の額(主契約・定期特約の共済金額および生活保障年金を一括して受け取る場合の額の合計額)の範囲内で、死亡共済金の全部または一部を指定していただきます。お受取りになる生前給付金の額は、請求時に指定された金額からこれに対応する6か月分の利息と共済掛金を差し引いた額となります。

※医師による診断が必要です。

※死亡共済金の全部を指定される場合、各特約も含めてご契約は消滅することとなります。

※定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約の共済期間の満了日まで1年以内である場合は、それらにかかる請求はできません。

※家族収入保障特約における指定金額は、請求日の6か月後の応当日に生活保障年金を一括して受け取る場合の額を指定対象とします。

### ■ 扱別について

告知書扱い、診査医扱いがあります。

※扱別は加入年齢、共済金額等により異なります。また、医師の診査が必要なお契約でも、健康診断結果表等を提出することにより医師の診査にかえることもできます(ただし、所定の条件があります)。

### ■ 割りもどし金について

割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しになれます。ただし、割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。

### ■ 解約時の返れい金について

解約に際しては、組合の定める取扱いに基づき計算した金額を返れい金としてお支払いしますが、場合によってはお支払いできないことがあります。詳細は組合までお問い合わせください。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



Webマイページにご登録いただいた方の中から、抽選ですてきな賞品が当たる『Webマイページご登録キャンペーン』実施中!  
<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp>



### Webマイページとは?

Webマイページにご登録いただくと、ご契約者さまご自身のパソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも、ご契約内容の確認や変更ができるようになります。



JA共済をもっと身近に、もっと便利に。Webマイページにワンタッチで! もしものときの連絡もアプリから! 暮らしに役立つコンテンツも満載!

※アプリご利用時の通信料は、ご利用者さまのご負担となります。  
※スマートフォン向けアプリのため、フィーチャーフォンの場合はご利用いただけません。また、お使いのスマートフォンの機種・設定等によってはご利用いただけない場合があります。



「げんきなカラダプロジェクト」は、皆さまのげんきなカラダづくりをサポートする健康増進活動です。専用ホームページでは、健康関連のお役立ち情報や、各種イベントのご案内を掲載しています。是非ご覧ください。

<https://genkara.ja-kyosai.or.jp>



### JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号: ☎ 0120-536-093

受付時間: 9:00~18:00 (月~金曜日) 9:00~17:00 (土曜日)

※日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

### ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは